

広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託
公募型プロポーザル手続き開始の公告

広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託に関して、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告します。

令和7年4月11日

広陵町長 山村 吉 由



1 業務の名称

広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託

2 募集の方法

公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

(1) 業務の目的

現在、広陵町内の各小学校の水泳授業に関しては、年間10時間程度の授業時間を確保し、実施していますが、近年の異常気象により、授業時間の確保が課題となっています。また、プール授業時間が10時間未満となる場合もあり、短時間での指導を行わざるを得ない状況となり、細やかな指導が難しい状況となっております。

上記のことから、広陵東小学校、広陵西小学校及び広陵北小学校においては、令和7年度から水泳指導を業務委託することが決定しており、学校から水泳指導を実施する屋内水泳施設への児童のバス移動について、公募型プロポーザル方式（書面審査）により事業者から提案を募るものです。

(2) 業務の内容

業務内容及び対象施設等については、別紙「広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託におけるプロポーザル審査仕様書」のとおりです。

4 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

5 提案上限額

提案限度価格 1年度当たり 16,368,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和 7 年入札参加資格を有していること。有していない者は、参加表明書提出の前に速やかに手続を行うこと。
- (3) 広陵町の令和 7 年度の入札参加資格を有する者については参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 奈良県に本店、又は支店、営業所等があること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業者であり、令和 7 年 4 月 1 日時点で 3 年以上、奈良県内での営業実績を有する者であること。

その他本業務については、別紙「広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託におけるプロポーザル審査仕様書」及び「広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託におけるプロポーザル募集要領」を参照してください。